

議案第4号 別冊

令和3年度

事業計画書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

岩手県農業共済組合

I 基本方針

昨年も全国各地で自然災害が頻発し、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により農家の経営に甚大な影響が出ている。本県においても今年に入り豪雪によって園芸施設共済をはじめ多大な被害となっており、迅速な損害評価の実施と早期の共済金の支払等に努め、被災組合員に対する支援に全力を挙げて取り組んできた。

このような中、農業保険制度がその機能を十分発揮するためにも、引き続き丁寧な説明で内容を周知し、収入保険と農業共済の一層の普及推進と加入拡大が求められている。特に収入保険については、コロナ禍で収入減少となった場合でも対応できることから注目を浴びているが、全国目標である10万経営体の加入に向け、役職員一丸となり取り組む必要がある。

一方、収入保険の対象とならない白色申告者については、農業共済に加入しただけのよう加入促進をし、無保険者を出さずに全ての農業者に対してセーフティネットを提供していく。

今年度は「安心の未来」拡充運動の最終年度であり、「より広く、より深く、農家のもとへ」を行動スローガンに、次の事項を重点課題とし運動目標とする「すべての農家に「備え」の種を届けよう」の達成を図るものとする。

1 農業者の経営展開に即したセーフティネットの提供

(1) 令和3年度総目標共済金額1兆3,933億円の達成と収入保険加入推進目標2,930経営体の達成

- ① 組合員の農業経営安定のため補償の強化を図る。
- ② 農業者の「経営安定」「経営発展」「経営評価」と農業経営の総合的な補償制度である収入保険制度への加入を強力に押し進める。

(2) 適切な制度選択の支援

- ① 農業共済制度、収入保険制度及び類似の経営安定対策の内容を熟知し丁寧な説明による、個々の農業経営の発展方向にふさわしい制度を選択できるよう農業者を支援する。
- ② 本年は、特に(ア)全ての農産物を対象にあらゆるリスクに対応できる収入保険の普及、(イ)頻発する農業用ハウスへの被害に対応できる園芸施設共済の引受拡大、(ウ)令和3年産までで廃止される水稲共済等一筆方式から他方式への円滑な移行に取り組むものとする。

(3) 農作物共済等の確実な加入推進

- ① 農業災害対策としての制度の機能と加入の必要性について幅広く周知し、無保険者を出さないよう地域農業再生協議会等と連携し推進に取り組む。

- ② 水稲共済にかかる共済掛金水準が低廉であること、損害防止事業を通じた経営支援など等、農作物共済加入のメリットを十分に説明のうえ、加入を推進する。
- ③ 水稲共済等一筆方式が廃止される令和4年産以降、半相殺方式や全相殺方式、品質方式への円滑な移行を図るため、その準備期間として組合員、JAへの周知・推進活動を強化する。

(4) 農業者の経営情報の完全把握

農業経営の総合的補償である収入保険制度と農業災害対策の柱である農業共済制度の両制度の機能を最大限に発揮するため、市町村、関係機関・団体（含NOSA I基礎組織）と連携し、農業者ごとの栽培品目や経営規模、農業保険の利用の有無等、顧客リストの整備と活用を図る。

(5) 個々の農業経営の発展を支援する加入推進

- ① 農業共済制度または収入保険制度への加入を促進するため、各種会議及び研修会等に積極的に参画するとともに、顧客リスト等により、有資格者の全戸推進に取り組む。
- ② 農業共済対象品目以外の栽培・家畜飼養農業者には、収入保険を重点的に推進する。

2 推進体制の構築・整備

(1) 推進体制の構築

個々の農業者の適切な制度選択を後押しするため、各種の相談に応じられるよう、作目ごとの経営安定対策や税務等の知識を有する職員によるチームを編成するなどの体制を構築する。

(2) 関係機関との連携強化

農業共済制度の安定的運営及び収入保険制度の普及を強化するため、新たに組織した農業保険加入推進協議会において、課題の洗い出し、加入推進方策の実践に取り組む。

3 人材育成と役職員の資質向上

- ① 農業共済制度及び収入保険制度の専門家となる人材を育成するため、職員研修を計画的に実施する。
- ② 収入保険制度については、農業政策全般のほか、税・農業簿記等の知識も有し、農業経営改善の助言ができる職員の育成に取り組む。

4 事業運営基盤の強化

(1) 信頼される事業運営の展開

- ① 農業者や国民に信頼される組合組織とするため、情報開示や説明責任の徹底、内部けん制機能の強化・確立等、コンプライアンス（法令等順守）を踏まえた事業運営を徹底する。
- ② 特に、これまで農業保険制度の対象品目ではなかった作物を栽培する農業者に対しては、組合組織に対する理解の醸成に努める。

(2) 基礎組織構成員との連携強化

農業保険制度の加入推進の推進母体として地区協議会構成員（総代・共済部長・損害評価会委員・損害評価員）の協力体制が不可欠であることから、引き続き、その体制の維持とともに、業務の効率化や支援体制を強化し、構成員が活動しやすい環境づくりに努める。

(3) 団体の社会的責任活動

地域に貢献するNOSA I活動として、全国統一的に取り組む「ふるさと見守り活動」の継続実施により、地域社会の安全をより確かなものとし、住みよい生活環境の保全に貢献し、地域社会とよりよい関係を築く。

(4) 家畜診療所の安定運営

- ① 家畜診療所勘定が独立採算となり安定した診療所運営が求められることから、経営改善計画により、良質な獣医療の提供に努める。
- ② 家畜診療所は、地域の家畜衛生に重要な役割を果たしていることから、獣医療提供の確保に係る諸課題については、県、市町村、畜産関係団体等とも連携し対応する。

5 広報・広聴活動の強化

(1) 広報戦略の確立と実践

農業保険制度と収入保険制度の普及・定着の実現のため、広報・広聴活動の重要性を踏まえ、各種広報媒体の活用方針を明確にした広報戦略を確立する。

(2) 農家との信頼関係を構築する広報活動の実践

農家から信頼される組合組織となるため、面談・訪問活動など、不断の広報・広聴活動の実践とともに、広報紙や農業共済新聞、ホームページなど各種広報媒体の特性を最大限に活用し、その拡充・強化を図る。

6 引受計画と実施方策

令和2年1月22日付け元経営第2303号農林水産省経営局保険課長・保険監理官通知「令和2年の農業保険の加入推進について」及び令和2年12月28

日付け2経営第2492号農林水産省経営局保険課長・保険監理官通知令和3年の農業保険の加入推進について」を踏まえ、加入推進方策を策定のうえ推進する。

(ア) 農作物共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

一筆方式からの方式移行の取り組みも含め、継続加入の確保と未加入者の解消を図るため、収入保険も含めた加入見込みを各地域センター一律に設定し加入推進を行う。

イ 一筆方式からの移行の取り組み

i 移行目標と移行後の保険又は方式の推進

円滑に移行が図られるよう、令和3年産までの移行目標により、移行後の保険又は方式の推進に当たっては青色申告を行っている農業者については収入保険を優先的に勧める。農業共済を選択する農業者には補償割合、単位当たり共済金額の選択により掛金負担の軽減ができること、耕地ごとに補償ができる一筆半損特約を説明するなど、農業者ニーズに応じた推進に努める。

ii アンケート調査の実施

水稻共済では一筆方式の廃止後に収入保険を含め、どの方式を選択するか意向の把握と、説明時の参考とするため、提案型のアンケート調査を実施する。

ウ 加入推進の強化

加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保し、継続加入から漏れた農業者全てに対しての再推進及び、加入申込書を提出しない農業者全てに対しての個別訪問を実施する。

エ 制度内容の普及

i 一筆方式からの円滑な移行及び最高補償割合である全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式への加入促進を図るため「パンフレット」や「農作物共済のあらまし」を全農家に配布し普及を図る。

ii 農作物共済制度から収入保険制度に加入を切り替える場合の掛金等の取扱いについて丁寧に説明する。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のため地域センター事業担当者を対象とした担当者会議等の開催、農林水産省主催の研修会を受講し、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図りコンプライアンス態勢の強化に努める。

イ 基準単収設定の適正化

- i 水稲 各地域センターの隣接地域における収量等級設定状況の確認を行い、差異がある場合、設定収量等級見直しや改正についての検討を行うとともに、新規需要米（飼料用米）の基準単収設定補完のための実測調査等を実施し適切な引受けを図る。併せて、篩目幅の見直しにかかり、収量等級表等が変更となるため適正な基準単収の設定を図りつつ、農業者への周知徹底を行う。
- ii 麦 過去の出荷実績が得られる組合員はその実績値を基礎として基準単収を設定し、過去の実績が得られない場合は、耕地条件、肥培管理等の現地調査結果及び過去の被害実績を適用した適切な基準単収の設定を図る。

ウ 引受けの早期確定

- i 事務処理の適正化
 - ・ 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出
 - ・ 責任開始前までの加入承諾、加入不承諾の実施
 - ・ 正確な耕地情報の把握による引受けの早期確定
 - ・ 共済掛金等納入告知書の適時適切な発行と共済掛金等の期限内完全徴収
 - ・ 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の適切な共済関係の解除
- ii 水稲については、市町村農業再生協議会や東北農政局岩手県拠点と連携し、水稲生産実施計画の変更内容との突合処理と加入承諾書兼共済掛金等払込通知書による組合員へ内容確認の実施を行い、引受変更の適正化と早期の引受確定を図る。
- iii 麦については、市町村農業再生協議会並びにJA等関係団体との情報交換に努め作付面積の把握を行い、引受対象耕地の引受けと畑作物の直接支払交付金申請者等に係る単位当たり共済金額について適切に適用する。

エ 未収共済掛金等の早期回収

過年度未収について早期解消のため、役職員による積極的な個別訪問の実施により回収を図り、また、県との協議並びに顧問弁護士の指導を得ながら解消を図る。

③ 関係機関との連携

市町村農業再生協議会など関係機関との連携により、水稲生産実施計画書と水稲共済加入申込書兼変更届出書の一体化処理のための協議・検討と帳票出力処理を行い、継続的な一体化処理の実施による適正な引受け

を図る。

(イ) 家畜共済

① 加入推進方策

ア 飼養計画に対する補償充実への取組み

家畜共済制度において、死亡廃用共済と疾病傷害共済へのセット加入による補償の充実を図ることが必要であり、さらには、支払限度超過を避けるためにも期首引受けでの制度説明が重要となる。そのため、補償内容の提案に際しては、掛金に係る説明など制度の改正点について誤解を与えないよう正確かつ丁寧な説明を行う。

イ 関係機関・団体との連携による推進

行政、農業協同組合等との連携強化を図り、未加入農家の情報を得て、直接訪問による家畜共済の推進に努める。

ウ 飼養者リストの整備

役職員、関係機関、家畜診療所獣医師等から知り得た農業者情報の整備を進めるため、他の農業共済事業と情報共有し、総合的な顧客リストの整備を行う。

② 制度の普及

ア 定期的に（基本的には10月1日現在）農家の飼育頭数を調査し、共済資源の把握に努める。

イ 農業者リストの整備を図り、農家ニーズに合った補償を提案し、効率的・効果的な推進を行う。

ウ 死亡廃用共済並びに疾病傷害共済の区分及び包括共済家畜区分等について、万全の補償となるよう、農家経営体に合った加入促進に努める。

エ 大規模肥育農家及び養豚農家等の未加入農家に対して、事故除外方式等の加入推進を行い引受拡大に努める。

オ 期首・期中・期末調整及び収入保険への切り替え、廃業等による掛金等調整作業が生じた場合は、迅速かつ適正な事務処理に努める。

カ 牛個体識別情報への異動等の通知を速やかに行うよう周知を図る。

③ 引受けの適正化

ア 期首・期中・期末時の異動頭数及び個体確認は、牛個体識別情報検索システム又は組合員等の帳簿その他の飼養管理の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することにより、継続加入通知書の記載内容を確認し事務取扱要領に基づき適正に引受けする。

なお、牛の現地確認の際には、耳標による確認を励行し、飼養牛の個体把握が確実となるように努める。

イ 評価基準に基づく適正評価と家畜診療所との連携による提案推進を継続加入時に行い、死亡廃用共済にかかる付保割合並びに疾病傷害共

済にかかる補償金額の上限加入に努める。

ウ 組合員への家畜共済制度と収入保険制度の説明に努め、農業者の経営方針に沿った補償制度の選択について周知を図る。

④ 家畜共済未収掛金等の早期回収

家畜共済組合員等負担共済掛金等について、分納・期末調整による共済掛金等が払込期限までに支払われなかった場合は、回収に努めるとともに、督促状により期限を指定して、事業規程等の定めるところにより延滞金を徴収する。

⑤ 農林水産省主催専門研修会の受講

家畜共済事業の実務を担当する職員は、事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、適正な事業運営を行うための研修会を受講し、資質の向上に努める。

⑥ 関係機関・団体との連携強化

県（広域振興局）、市町村、JA等との連携を強化し、制度の普及啓発と資源情報の把握に努め、引受拡大を図る。

（ウ）果樹共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

制度機能を果たせるよう、加入率向上を図るため、品目ごとに加入率が低位の地域センターを重点的に、加入率の向上が図られるよう収入保険も含めた加入見込みを設定し加入推進を行う。

イ 樹園地単位方式及び半相殺特定危険方式からの移行の取組み

令和4年産以降、これらの加入方式が廃止されることから、半相殺減収総合方式、全相殺方式等、他の方式への円滑な移行が図られるよう保険又は方式の推進に当たり、青色申告を行っている農業者については収入保険を優先的に勧める。農業共済を選択する農業者には補償割合の選択により掛金負担の軽減ができることを説明するなど、農業者ニーズに応じた推進に努める。

ウ 加入推進の強化

加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保し、継続加入から漏れた農業者全てに対しての再推進及び、加入申込書を提出しない農業者全てに対しての個別訪問を実施する。

エ 制度内容の普及

- i 廃止となる引受方式の円滑な移行と、制度内容を組合員等へ適切・的確に説明するため、制度普及リーフレット（12月配布）を作成し、加入推進などに活用する。

- ii 重要事項の説明及び加入承諾書兼共済掛金等払込通知書に算出根拠を記し、制度内容の周知を図る。
- iii 果樹共済加入者に対し経営管理に役立てるため、経営管理ノート（12月配布）を県及びJA等からの指導を受けて作成・配布する。
- iv 収入保険制度の開始に伴い、生産者に対して果樹共済制度との関係及び既存制度から収入保険制度に加入を切り替える場合の掛金等の取扱いについて丁寧に説明する。固定資産としての樹体の補償を図るため、樹体共済の導入を検討する（収入保険及び収穫共済とのセット加入への対応）。

オ 引受率の向上対策

- i 有資格面積の調査を継続し、結果樹齢に達した樹種の完全引受を徹底する。
- ii 農家負担の公平性を説明するため、危険段階別共済掛金率を適用した保険設計書を活用した提案型推進により、収入保険への加入も含めた新規加入の促進を図る。
- iii 新品種については、農業研究センター、農業改良普及センター及びJA等からの情報収集と栽培状況調査を行い、適時、標準収量表に追加し引受拡大を図る。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のために、地域センター事業担当者を対象とした担当者会議等の開催、農林水産省主催の研修会を受講し、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図りコンプライアンス態勢の強化に努める。

イ システムの活用

樹園地管理システムを活用し、樹園地の樹種ごとの植栽状況を正確に把握できる植栽図を作成し、園地台帳の整備を図る。

ウ 事務処理の適正化

- i 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出
- ii 責任開始前までの加入承諾、加入不承諾の実施と共済掛金等払込通知書の適時適切な発行と共済掛金等の期限内完全徴収
- iii 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の適切な共済関係の解除

③ 関係機関との連携強化

ア 果樹経営安定対策で設置されている果樹産地協議会の構成員として、関係機関と連携し植栽図の整備等により地域の果樹生産支援に協力する。

イ 果樹農家、関係機関等及び損害評価員等で構成する果樹専門推進協議

会を開催し、適正且つ効率的な引受拡大を図る。

- ウ 果樹関係機関等が開催する各種会議・行事に参加し、制度の普及・定着に理解を得る。

(エ) 畑作物共済

① 加入推進方策

ア 加入推進目標

制度機能を果たせるよう、加入率が低位の地域センターを重点的に、加入率向上が図られるよう収入保険も含めた加入見込みを設定し加入推進を行う。

イ 一筆方式からの移行の取組み

円滑に移行が図られるよう、令和3年産までの移行目標により、移行後の保険又は方式の推進に当たっては青色申告を行っている農業者については収入保険を優先的に勧める。農業共済を選択する農業者には補償割合、単位当たり共済金額の選択により掛金負担の軽減ができることを説明するなど、農業者ニーズに応じた推進に努める。

ウ 加入推進の強化

加入推進時期の前倒しにより推進期間を確保し、継続加入から漏れた農業者全てに対しての再推進及び、加入申込書を提出しない農業者全てに対しての個別訪問を実施する。

エ 制度内容の普及

- i 大豆では廃止となる引受方式の円滑な移行と加入促進を図るため、そばについては制度の普及を図るため、加入推進用リーフレットにより制度の説明を行い、補償割合の高い方式等の加入促進を図る。
また、大豆、そばの畑作物の直接支払交付金申請者等に係る単位当たり共済金額の選択について、十分な説明を行うとともに必要に応じて選択し直しの説明を行い、適切な引受けを図る。
- ii 重要事項の説明及び加入承諾書兼共済掛金等払込通知書に算出根拠を記し、制度内容の周知を図る。
- iii 収入保険制度については、農業者に対して畑作物共済制度との関係及び既存制度から収入保険制度に加入を切り替える場合の掛金等の取扱いについて丁寧に説明する。

② 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催及び研修会等の受講

適正な引受実施のために、地域センター事業担当者を対象とした担当者会議等の開催、農林水産省主催の研修会を受講し、専門的知識の習得や職員の資質向上・平準化を図り、コンプライアンス態勢の強化に努め

る。

イ 事務処理の適正化

- i 加入申込書兼変更届出書の加入申込期間内の提出
- ii 共済責任期間の開始（発芽）前までの加入承諾書の発出と現地圃場確認及び播種確認の実施
- iii 共済掛金等払込通知書の適時・適切な発行並びに払込期限内の完全徴収
- iv 責任期間中の収入保険移行者、期限内共済掛金等未納者の適切な共済関係の解除

ウ 基準単収設定の適正化

- i 大豆について過去の出荷実績が得られる組合員は、その実績値を基礎として基準単収を設定することとし、過去の実績が得られない場合は、耕地条件、肥培管理等現地確認結果及び過去の被害実績を反映した基準単収の設定による適切な引受けを図る。
- ii ホップ・そばは、過去5か年の出荷実績から中庸3か年の実績を用いた基準単収の設定とする。
- iii 蚕繭は、出荷量及び農家申告の掃立数量・見込収繭量の把握と蚕種の取引状況を調査のうえ、適正な基準収繭量の設定とする。

エ 引受けの除外

- i 圃場条件・肥培管理の内容を的確に把握し、通常肥培管理が行われないことにより基準収穫量の設定が困難であることや、共済事故の発生が確実に見込まれること等に該当する耕地については、引受除外の措置を講じる。
- ii 栽培実績のない品種及び極晩生種の栽培不適格地域（通常収穫期に収穫できない）での引受けは除外する。

③ 関係団体との連携

ア 市町村農業再生協議会など関係機関・団体との情報交換に努め、畑作物の直接支払交付金申請者及び申請予定者の生産数量目標の作付面積の把握、引受対象耕地の完全引受と単位当たり共済金額の適正な適用による引受けを行う。

イ ホップについては、ホップ農協・生産組合との事務委託契約による完全引受けを図る。

ウ 蚕繭については、関係団体の掃立箱数・配蚕日を把握し、完全引受けを図る。

(オ) 園芸施設共済

① 加入推進方策

ア 関係機関との説明会開催等

説明会の開催にあたっては、効果的な加入推進を行うため有資格者及び未加入理由の分析等により関係機関と連携し施設区分及び内作物の品目を特定した説明を行うなど効率的に開催する。また、パンフレット等加入推進資料により制度の改正点、制度の良くなった点、及び近年の自然災害による被害状況等、趣旨が正しく理解されるよう、補償内容等について丁寧に説明する。

イ 農業保険の顧客リストの整備と加入推進時期の設定

関係機関と連携し農業保険の顧客リストの整備を行い、収入保険及び他の共済事業とセットで効率的な加入推進体制となるよう加入推進時期を設定する。また、JA、その他の農業関係団体等の会議に出席し説明を通じたアンケートの実施、関係機関、基礎組織等からの情報の提供依頼をお願いし情報の更新を行い、効率的な加入推進に努める。

ウ 個別訪問

加入漏れ等を防ぐため、個別訪問などによる全ての未加入者を対象に加入推進を実施し進めるほか、新制度への加入申込切替え時期を把握し、工夫した加入推進活動を展開する。

② 引受関係

ア 制度内容の普及

i 園芸施設共済担当職員は、制度改正等の内容を十分理解した上で、制度の改正点、制度の良くなった点、及び近年の自然災害による被害状況等リーフレット等を利用し加入者へ適切・的確及び丁寧な説明を行い普及拡大に努める。また、4月からの制度改正について周知に努める。

③ 引受けの拡大

ア 有資格棟数調査（8月～10月）の実施により農業保険の顧客リストを整備し、有資格農業者及び未加入農家に対し個別訪問による加入農家の確保により引受拡大を図る。

イ 組合員資格の下限面積を2アールから0.5アール（ガラス室は1アールから0.25アール）に引き下げたことから、現地調査を行い耕作者やパイプハウスの型式、設置面積等の情報収集により加入推進の取り組みを行う。

ウ 農林水産省では、令和3年度、全国平均の戸数加入率を8割としていることから、本県においても令和3年度棟数加入率は前年度実績

を超え、県平均実績を上回ることを目標とし、戸数加入率8割を目指した新規加入推進を行う。

エ 令和3年度は、集団加入に係る目標を達成するため、JAの生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置などの周知を行い加入推進に取組み、新規加入者の獲得に努める。

オ 被害が最も発生する被覆時期の補償ができるように、被覆前(2月～3月)に加入推進活動を重点的に行う。また、未加入者で民間保険等に加入していない農業者のうち、水稻の育苗ハウスのみを有する農業者が約1,600戸(令和3年1月31日現在)存在するため、育苗ハウスの未加入者の多い市町村を重点に加入推進を強化する。

カ 農業保険の顧客リストを基にすべての有資格者に対するパンフレットの配布、個別訪問やJA生産部会等での制度改正による通年加入への周知による推進を進めるほか、近年、多発する自然災害等に備えるため、加入推進用リーフレットにより新しくなった復旧費用特約・付保割合追加特約・小損害不填補1万円特約に加え、従来の撤去費用を付帯しての補償の充実を図る。

キ 市町村等主催の会議等に参加しての新規就農者の情報・新規事業及び増設棟等の情報収集及びJAの生産部会等、関係機関が開催する会議に参加し、改正制度の周知の説明及び積極的な情報交換を行う。

特に、園芸施設共済を含む損害保険への加入を要件付けされている補助事業対象者については、関係機関等から情報提供を受け、園芸施設共済制度の加入に結び付けるよう努める。

ク 組合員に対し制度の改正点や改正の趣旨が正しく理解されるよう、個別訪問による加入推進時や引受時にも同様に、共済掛金や共済金額等補償内容について正確な説明に努める。

ケ 地域センター間の格差を是正するため、引受率低位の市町村の底上げを図る。

コ 適正な引受評価額の設定と最高補償割合が選択されるよう促す。

サ 農家負担の公平性を確保するため、危険段階別共済掛金率を適用した提案型推進により、収入保険制度への加入を含めた新規加入及び継続農家への補償充実を促進する。

④ 引受けの適正化

ア 諸会議等の開催

適正な引受実施のため、地域センター事業担当職員を対象とした担当課長等会議を開催し、専門的知識の習得や職員の資質向上・平

準化を図り、コンプライアンス態勢の強化に努める。

イ 事務処理の適正化

特定園芸施設の現地確認及び組合員からの聞き取り調査により、適正な引受評価に努める。

⑤ 関係機関との連携強化

県、市町村、JA、関係機関、生産部会及び農業改良普及センターとの協力を得ながら連携を図るため、各種会議及び部会等に積極的に参加し、制度の普及・定着に理解を得る。

(カ) 建物・農機具共済

① 加入推進方策

ア 基礎組織の連携強化

共済部長等基礎組織との連携を図り、未加入農家、未加入物件及び低額加入者の情報収集による情報の共有化及び重点推進方策の明確化により効率的・効果的な推進体制に努める。

イ 共済部長の自主的、積極的な取組みに対する支援をするため、共済部長が推進活動等しやすい環境づくりに努める。

② 制度内容の普及

ア 加入資格基準の拡充を踏まえた未加入農家及び未加入物件の把握に努めるとともに、制度加入している組合員で建物・農機具共済未加入者への役職員による推進を図る。

イ 収入保険を含め、建物・農機具共済のセットにより、加入推進用リーフレット等を活用し、個別訪問推進時又は共済部長会議等において共済制度の仕組みの周知を図る。

ウ 組合員に対し制度の改正点や改正の趣旨が正しく理解されるよう、個別訪問による加入推進時に、共済掛金や共済金額等補償内容等について、丁寧な説明により正確に伝え、周知に努める。

エ 全農機商連加盟の農機具販売店との連携により、農機具共済パンフレット等の設置や、農機具購入者の情報収集等を図りながら一層の加入促進を図る。

オ 広報紙及び加入推進用リーフレット等の媒体を活用しながら組合員に対する浸透を図るとともに、個別訪問推進時においては仕組みの内容等について親切・丁寧な説明を行う。

③ 引受けの適正化

ア 「建物・農機具共済（単独加入者）引受適正化等要領」により新規申込み又は更新の都度、加入資格審査を厳正に行うとともに、組合員資格審査取組状況を定期的に検証し引受けの適正化に努める。

イ 高齢者に対する個別訪問による加入推進時には、親族の同席を求め
るなど、きめ細やかな取り組みにより意向確認の徹底を図り、トラブル
の未然防止等に努める。

ウ 関係法令等に基づく適正な事務処理によりコンプライアンス意識の
向上を図り、組合員から信頼される任意共済事業の運営となるよう定
期的な会議等において共通理解に努める。

エ N O S A I 協会主催研修会等の受講

建物・農機具共済事業の実務を担当する職員が研修会等を受講し、当
該共済事業の仕組みや専門的知識の習得を図り、職員の資質向上・平準
化を図るよう努める。

④ 補償の拡充

ア 補償の充実を図るため、収入保険と合わせた農家所有建物（農機具）
の実態把握を目的とした資源量調査及び調査結果を基にした顧客リス
ト整備を行う。

イ 農家の補償ニーズに即した提案型推進の実行及び補完推進により、
補償の拡充と未継続の解消に努める。

ウ 地域センター間の格差を是正するため、引受率及び平均共済金額が
低位の地域センターの底上げを図る。

エ 加入者の補償の充実を図るため、自然災害を対象とした総合共済へ
の推進や特約として臨時費用担保特約付きを付帯した提案型推進に
より普及拡大を図る。

i 付帯率、目標棟数に対し2%を目標棟数とし推進をする。

ii 特約内容、臨時費用担保特約10%の補償割合を基本とした推進をす
る。

オ 農機具共済において、安定的な農業経営を支援する観点から個々の
機種に対し新調達価額（同一性能等を有する農機具の新規取得価額を
いう。）満額加入での加入推進を図る。

（キ）家畜診療所

ア 適正な獣医療の提供により家畜診療所の効率的、安定的経営を行う。

イ 家畜共済担当部署との連携により、制度の普及と安定運営に努める。

ウ 関係機関と連携し地域畜産振興策と広域伝染病防疫措置へ協力す
る。

（ク）農業経営収入保険

① 加入推進方策

本組合の加入推進目標を達成するため、昨年以上に農業者へのPRを

進め、新規加入者はもとより継続加入者の取りこぼしが無いよう、行政をはじめ、JAグループ等の関係機関と連携を密にし、更なる加入拡大が進むよう加入促進に取り組む。その際、つなぎ資金の利用実績、保険金等の支払実績についても説明会・戸別訪問等の際に活用する。

② 具体的取組

ア 加入推進体制の充実・強化等

- ・ 収入保険加入推進支援事業の「農業保険加入推進協議会」の機能を最大限活用し、関係機関の協力を得て、農業者に対する普及・加入促進活動に取り組む。
- ・ いつでも農業者の相談に応じられるよう、相談窓口を常時開設する。
- ・ 全職員への研修と定期的な情報・意見交換を行い、戸別訪問等の際のセールストークの平準化など、組織全体のスキルアップを図る。

イ 顧客リストの充実

- ・ 収入保険の加入推進活動を効果的に行うため、全国連の指示の下、個人、法人、市町村別に顧客リストを整理する。
- ・ 関係機関と連携した普及推進活動等を通じて、顧客リストの充実を図る。

ウ 説明会の実施

- ・ 「農業保険加入推進協議会」に参加する関係機関と相談した上で、年間スケジュールを作成し、対象者（地域別、品目別等）を絞って効果的に説明会を開催する。

エ 戸別推進の実施

- ・ 戸別訪問は一年間を通して、計画的に行う。
- ・ 戸別訪問は農業共済の推進時とセットで実施するなど、効果的に実施する。
- ・ 戸別訪問をする際には優先順位をつけて、ターゲットを絞って訪問する。その際に、加入者の声や保険金等の支払事例等を活用する。
- ・ 既加入者の継続加入の確保を図るとともに、未加入者については、顧客リストの情報を基に優先順位を明確にし、計画的に実施する。
- ・ 関係機関関連業務の中で利用可能なイベント等があれば有効活用する。

7 損害評価適正化の方策

損害評価技術の向上と適正評価を目的に、地域センター等ごとに損害評価講習会を開催し、損害評価の重要性についての認識を高め、適正な損害評価に万全を期すこととする。

(ア) 農作物共済

① 被害申告と損害評価の適正化

- ア 諸会議の開催 損害評価員の評価眼の統一、評価技術の向上を図るため、損害評価員会議、損害評価講習会を開催し地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。
- イ 事故発生通知及び被害申告は、組合広報紙等を通じて適期適切に行われるよう組合員への周知徹底を図る。
また、半相殺方式では損害評価の方法が農家申告抜取調査に変わり、全ての被害申告耕地に係る見込収量の通知を受けることになっているので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。
- ウ 関係機関等の指導助言により適期に損害評価を行うとともに、被害申告筆数に応じた適正な評価地区（班）編成を行い、適正かつ効率的な実施とする。
- エ 全筆調査の評価精度向上を図るため標準圃の設置、簡易実測と抜取調査における実測調査点数を多く取り入れた損害評価を行うものとする。
- オ 栽培管理・肥培管理等が不適切なため生じた損害については、分割評価を実施し、組合員間に不公平が生じないよう適正に対応する。
- カ 半相殺方式を除く、一筆半損特約に係る損害評価は目視により判定するので、判定の目安となるハンドブック等を利用し適正な損害評価に努める。

② 共済金の早期支払い

- ア 現地評価終了後は関係機関との連絡協調、指導助言を得て、損害評価取りまとめや、事務処理の正確かつ迅速化を図り、被害が判然としているものについては、「共済金の仮渡し」を実施するとともに、農家経営の安定に資するため共済金の早期支払に努める。
- イ 乾燥調製施設等管理者から施設計量結果、売渡数量、出荷数量の提供を受ける場合、早期に提供が受けられるよう調整を行う。また、自家保有とする収穫量の把握についても早期に確定させる。
- ウ 被害申告のあった組合員には、支払対象とならない場合には、必ずその旨の通知と適切な説明を行う。

(イ) 家畜共済

事務取扱要領等に基づき適正な損害評価の事務処理の実施及び確認を徹底し、迅速な事務処理と共済金の早期支払いに努める。また、組合員へ改正制度内容と、診療費の1割が組合員負担になることを十分に説明し、指定獣医師及び組合員の理解のもと適時適正に対応する。

① 死傷事故

- ア 事故発生及び異動通知は適時・適切に行うよう、広報紙等を活用して周知する。
- イ 現地確認の徹底と異動記録簿の確認並びに牛个体識別情報検索システムを活用し、有資格頭数と引受台帳の照合を厳正に実施する。
- ウ 事故確認は、規則及び廃用認定指針に基づき厳正に実施する。
また、共済金支払とならなかった事故に対して、その旨を組合員に通知する。
- エ 免責適用の周知徹底と厳正な運用に努める。
- オ 支払限度率の適用と適正な損害評価による共済金の早期支払いに努める。

② 病傷事故

- ア 共済事故発生簿と提出診断書の照合を確実に実施する。
- イ 事故発生通知と診断書の遅延提出に対する免責の実施及び遅延理由書の徴求を徹底する。
- ウ 病傷事故共済金代理受領委任状等に基づく病傷事故共済金支払について、診断書との照合等を適正に行う。
- エ 病傷事故診断書等の10%以上の現地確認調査を毎月行う。
- オ 病傷事故給付基準を順守し、適正給付を徹底する。

(ウ) 果樹共済

① 被害申告と損害評価の適正化

ア 諸会議の開催

評価技術の資質向上を図るため、会議、損害評価講習会を開催し、地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。

イ 被害申告の適正化指導

被害申告の迅速かつ的確な届出がなされるよう、広報紙等で組合員に周知する。

また、半相殺減収総合方式では損害評価の方法が農家申告抜取調査に変わり、全ての被害申告樹園地に係る見込み収量の通知を受けることになっているので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。

ウ 基準収穫量の適正な設定

基準収穫量は、共済目的・引受方式ごとに設定時期、樹園地の調査、設定指数並びに損害評価実績を勘案し、適正に設定する。

エ 損害評価の適正実施

- i 共済事故発生の都度、適時損害評価を実施するとともに、分割

評価を適正に行う。

- ii 共済目的・引受方式ごとに共済事故発生の都度、適時に全筆調査及び抜取調査を実施するとともに、全筆調査結果の検証を行い、見込収穫（見込減収）量の適正把握を行う。また、保険金請求となる異常災害も踏まえ、被害樹園地、無被害樹園地等の写真記録の管理及び共済事故内容の分析について徹底する。
- iii 台風や低気圧の通過に伴う被害発生時には、被害概況の早期把握のため見回り調査を適時に行い、適正な損害評価を実施する。
また、被害が広範囲に及ぶことがあるため、樹園地管理システムを活用した樹園地植栽図の利活用を基に、評価班の事前編成及び職員対象の研修会を開催し、迅速に対応できる損害評価体制を確立する。
- iv 東北農政局岩手県拠点、農業改良普及センター及びJ A等と連携し、災害発生状況の把握と情報の共有化を図り、適正な損害評価を実施する。

オ 損害評価員の研修

共済目的・引受方式ごとに評価技術の向上と評価眼の統一等を図るため、損害評価員会議において研鑽を図る。

② 共済金の早期支払い

- ア 現地損害評価終了後は、共済金の早期支払いのため、損害評価事務処理の正確かつ迅速化に努めるとともに農家経営の安定に資するため、「共済金の仮渡し」も踏まえ、当初評価高の早期の取りまとめと早期の支払いに努める。
- イ 被害申告のあった組合員には、支払対象とならない場合には必ずその旨の通知と適切な説明を行う。

(エ) 畑作物共済

① 被害申告と損害評価の適正化

- ア 諸会議の開催 評価技術の資質向上を図るため、損害評価講習会を開催し、地域間の均衡が図られた適正・公平な損害評価を実施する。
- イ 事故発生通知及び被害申告は、組合広報紙等を通じて適期に適切・的確に行われるよう組合員への周知徹底を図る。
また、大豆の半相殺方式では損害評価の方法が農家申告抜取調査に変わり、全ての被害申告耕地に係る見込み収量の通知を受けることになっているので、適正な申告が行われるよう併せてその旨を周知する。
- ウ 被害実態に即した損害評価体制を早期に整え、地域間の均衡が取られた公平な損害評価を実施する。

エ 大豆の全筆調査は評価精度の向上を図るため、実測調査を積極的に導入する。

オ 栽培管理・肥培管理等が不適切なため生じた損害については、分割評価を適用し、組合員間の不公平が生じないよう適正に対応する。

カ ホップ、蚕繭及びそばについては、概況調査や見回り調査を実施し、共済事故の確認と分割の有無について確認を行う。

② 共済金の早期支払い

ア 現地損害評価終了後は関係機関との連絡協調、指導助言を得て損害評価の取りまとめや事務処理の正確かつ迅速化を図り、農家経営の安定に資するため、被害が判然としているものについては、「共済金の仮渡し」を実施するとともに、当初評価高を早期に取りまとめ共済金の早期支払いに努める。

イ 乾燥調製施設等管理者から施設計量結果、売渡数量、出荷数量の提供を受ける場合、早期に提供が受けられるよう事前の調整を行う。また、自家保有とする収穫量の把握についても早期に確定させる。

ウ 被害申告のあった組合員には、支払対象とならない場合には必ず、その旨の通知と適切な説明を行う。

(オ) 園芸施設共済

① 被害申告と損害評価の適正化

ア 損害評価の適正実施

i 被害申告漏れを無くするため、広報紙等を通じて周知徹底を図る。

ii 災害発生の都度、事故状況や損害発生状況等の早期かつ正確な把握が、適時・適切な共済金の支払を行ううえで不可欠なことから、適正な損害額を算出するための研修等を開催し、損害評価者の評価眼の統一を図る。

iii 大災害発生時には、「園芸施設共済大規模災害損害評価対策要領」に基づき損害評価体制を構築し、迅速かつ適切な評価を実施するため、職員を対象とする研修会を開催し、人材育成及び損害評価技術の向上に努める。

イ 損害評価員の育成

施設内農作物の損害評価の技術向上と評価眼の統一を図るため、損害評価員会議において、損害評価員からの意見・助言により損害評価技術の習得の向上に努める。

ウ 関係機関との連携

施設内農作物の共済事故については、発生の都度、事故状況や損害発生状況等の早期かつ正確な把握が、適時・適切な共済金の支払いを

行ううえで不可欠なことから、農業研究センター及び農業改良普及センターとの連携により適正な損害評価を行う。

② 共済金の早期支払い

損害評価結果の対応

- i 現地評価終了後は、共済金の早期支払をするため、評価事務処理の正確かつ迅速化に努め、損害評価書を早期に取りまとめを行う。
- ii 損害評価結果については、共済金支払の有無に関わらず、書面による通知を行う。

(カ) 建物・農機具共済

① 損害発生通知の周知

迅速、適正な損害評価を実施するため広報紙、農業共済新聞の媒体等を活用して、早期事故発生通知の報告及び損害防止に対する周知に努める。

② 損害評価の適正化

- ア 新規・継続引受時等確認が必要な都度、棟（機種）毎に目視確認を行うことに努める。
- イ 農機具業者に対し随時、個別訪問を行い早期修理と修理報告書の早期作成を依頼する。
- ウ 大規模災害等発生時には、「任意共済大規模災害損害評価対策要領」に基づき損害評価体制を構築し、全国・東北地区等で開催する損害評価講習会において研鑽を図るとともに、職員を対象とする研修会等を開催し、人材育成及び損害評価技術の向上に努めると共に自然災害等により広域災害が発生し、他県等より損害評価支援要請があった場合、職員を派遣し対応を行う。
- エ 損害評価は、事故状況や損害発生状況等の早期かつ正確な把握が、適時・適切な共済金支払を行ううえで不可欠なことから、加入者に対し迅速な事故発生通知報告の周知徹底を図るとともに、遅延となっている案件については、遅延内容等の原因を分析しそれを踏まえた改善策を講じる。また、加入者及び業者に対し事故に係る必要書類等の早期提出を求める上で、制度内容等の適切な説明により理解を得ながら早期支払いに努める。
- オ 重複する保険契約物件にあっては、他共済（保険）等との情報共有により共済金の早期支払いに努める。
- カ 内部けん制を機能させ、正確な事務処理を行うことで共済金の過誤払等が生じないように、適切な内部管理体制の確立に努める。

8 損害防止事業の実施計画

(ア) 農作物共済

水稲・麦の被害を未然に防ぐことに重点をおき、災害発生の場合はその被害を最小限に抑えるため、市町村・J A・農業改良普及センター等関係機関と一体となった防除組織の充実・強化を図るとともに防除機等の設置、無人ヘリ及びマルチローターのオペレータ育成等を積極的に勧める。また、ポジティブリスト制度に準拠した農薬の飛散防止措置の指導を図る。

① 損害防止事業の実施

メニュー化（地域の実情に即した事業の選択制）により各地域センターの実情に合わせた損害防止事業（地上防除、防除機等購入、有害鳥獣駆除、その他損害防止に係る補助等）により、損害の未然防止に努める。

② 水稲等生育調査員の設置

県内の水稲、麦及び大豆の生育状況並びに病虫害発生状況の情報を的確に把握するため、水稲等生育調査員を委嘱、速やかに組合ホームページへの掲載等を行い、組合員へ情報提供を行い被害の軽減に努める。

③ 関係団体との連携

関係機関等との連携の強化を図り、防除組織等への指導に努める。

④ 損害防止事業の検討

メニュー化された損害防止事業について、被害低減のための効果的・効率的な運営の検討を行う。

(イ) 家畜共済

検診型損害防止事業と交付型損害防止事業に区別し、それぞれの予算の範囲内で事業運営を展開する。

事故要因の分析に基づき事故率の低減および畜産経営の支援に努め畜産技術の普及啓発並びに損害防止技術の向上を図る。

(ウ) 果樹共済

気象情報、病虫害発生予察等を的確に把握し、関係機関等と連絡を密にし、組合員への情報提供と、各地域センターの実情に合わせ加入農家及び生産組合等による生産活動の支援に努める。

(エ) 畑作物共済

気象情報、病虫害発生予察等を的確に把握し、関係機関等と連絡を密にし、組合員への情報提供と、地域センターの実情に合わせ加入農家及び生産組合等による生産活動の支援に努める。

9 執行体制の整備

(ア) 理事会、監事会及び内部監査体制

① 理事会

法令等順守を業務運営上の最重要課題とし、業務執行の意思決定と指導監督を行うため、年9回から11回の理事会を開催し、ガバナンス（内部統制）の強化を図る。

② 監事会

監査権限を適切に行使するため、監査方針及び監査計画を定め、中間監査及び決算監査を実施する。

③ 内部監査

内部監査規則に基づき組合長の命により監査室長が統括して毎事業年度実施する。今年度から監事定数が削減となることに伴い、指摘されている事項の再発防止を図るため、検査方法・内容を再検討し、より実効性のある検査とする。

(イ) 事務執行体制

① 執行体制

組合長、統括理事、参事、本所4部、1室、7地域センター、3支所、3基幹家畜診療所の執行体制により、事業運営の総合的な企画・調整・指導機能の強化を図るとともに、職員個々の自覚と業務遂行・経常経費の削減に対する意識改革を促し、ムダ・ムラ・ムリを排除した効率的な業務執行を行う。なお、盛岡地域センターの北岩手支所、盛岡・紫波支所を除く、支所及び出張所を今年度限りで閉所する。

② 共済部長の設置及び職務

共済部長は、各集落に推薦依頼し、組合との連絡、事業の推進及び被害申告の取りまとめ等の連絡業務を行い、農業保険制度の普及に努める。

③ 基礎組織（地区協議会等）の育成

地域センター管内の各地区に設置している、地区協議会等との連携強化のため、研修等によって制度の知識向上を図りながら、基礎組織（地区協議会等）の育成に努め、事業の引受拡大につなげる。

④ 職制及び職員の配置計画

ア 本所、地域センターの機能分担を明確にし、事業量に応じた適切な職員数を配置するとともに、事務処理の合理化・効率化に努めつつ、農家ニーズに的確に対応できるよう、職員の意思統一を図るものとして次の会議を開催する。

- i 企画会議（地域センター長及び本所課長等以上）
- ii 管理職会議（地域センター及び本所毎課長等以上）

iii 事業担当者会議（担当者）

イ 地区担当を配置し、全職員による推進体制の強化を図るとともに、その責任を明確にする。

⑤ 役職員研修等の体制及び計画

ア 農林水産省、NOSA I 協会等の主催する各種研修会への積極的参加、及び組合主催の研修会の開催と参加。

イ 職員の研修

組合主催のコンプライアンス研修への全員参加及び事業推進等の研修。

⑥ リスク管理体制強化への取組み

ア 資産管理の適切性に関するリスク（信用リスク・市場リスク・流動性リスク）及び業務の適切性に関するリスク（共済引受リスク・事務リスク）について、リスク管理基本方針・管理規程に基づき、リスク管理態勢の強化とリスク管理業務の適正な執行（リスクの評価・モニタリング等）を行い、リスク・コントロール等、リスク管理の高度化を図る。

イ 「農業共済団体非常災害対応指針」に基づき策定した業務継続計画（BCP）について、役職員に対し計画内容の周知を徹底し、連絡体制の確認、地震・津波・新型コロナウイルス感染症等の非常災害及び経験したことのない災害を想定した訓練を本所、地域センターごとに行い、計画の実効性を確保する。また、広域災害時の損害評価について、迅速に対応するため、職員の損害評価技術の研鑽（建物・園芸施設）と損害評価体制の整備を図る。

10 予算統制の方策

（ア）予算執行方針

- ① 効率的な予算執行を図るため、予算執行計画を定め計画的な執行を行う。
- ② 予算執行計画の執行状況を月ごとに把握、執行計画との差異等の原因を分析、分析結果等を含め予算執行状況を回付し、執行の効率化・経費節減について、意識向上を図る。

（イ）予算執行計画の策定

- ① 収入・支出の主要科目について、4半期ごとの収入・支出執行予定計画を策定する。
- ② 第3四半期終了後に、次の項目を検討し当初予算と執行実績との差異、執行見込等を把握し、必要な場合は予算変更を行う。

- ア 執行時期の遅滞の有無
- イ 予算額と執行額との差異の原因（積算基礎の妥当性・予算執行の効率化）
- ウ 事業未実施等による未執行予算の有無（計上の必要性）
- エ 経費節減を行える項目の有無（次年度予算への反映）

11 「農業共済団体に対する監督指針」における実施体制の改善計画

令和6年度を改善の目標年度として、以下の課題について、総務・事業委員会等において引き続き検討・協議を行っていくこととする。

実施体制における課題と改善策

(ア) 役員体制等

① 監事役員定数の縮小

今年度の役員改選において、監事定数を1名削減する。

② 員外監事の登用

学識経験者として、税理士を継続登用する。

③ 役員（理事）定数及び総代定数の縮小

今年度の改選時に役員（理事）定数を4名、総代定数を70名削減する。

(イ) 加入推進体制等

① 機構の見直し

- ・ 収入保険加入推進対応強化のため、令和2年度に本所・地域センターに収入保険課を新設済み。

② 関係機関との連携強化

- ・ 農業保険（農業共済・収入保険）の事業推進のため、農業保険加入推進協議会を通じて、関係機関、団体との一層の連携強化方策を検討する。

③ 顧客リストの整備

- ・ 農業共済・収入保険事業の横断顧客リストの整備により、効率的・複合的加入推進体制を構築する。

④ 農業共済ニーズ調査の実施

- ・ 引き続き組合員へのアンケート調査を実施するとともにホームページに意見募集のページを開設し、ニーズがあれば実現に向けた検討を速やかに行う。

(ウ) 法令等順守体制

- ・ 独立した内部監査部署の設置（内部監査員の選出）。
- ・ 内部監査機能充実の観点から監査担当職員への研修を毎年開催し、資質の向上を図る。

（エ）業務の合理化・効率化対策

① 業務の合理化・効率化

- ・ 総代・損害評価員・損害評価会委員への報酬の支払いを廃止し、日当及び手当（会議出席・損害評価従事）を引き上げる。
- ・ 収入保険の加入者が増えてきていることから、再雇用者（専門員）の業務を収入保険の推進等に特化する。
- ・ 再雇用者の法定雇用義務化の年齢引き上げを想定し、中期（5年間）採用計画により人件費の抑制を図る。
- ・ 地区協議会運営費の1人当たりの単価を引き下げる。
- ・ 「共済部長協議会長会」及び「総代協議会」並びに「女性の会」の運営費の廃止。

② 将来の事業運営の計画

組合員数や共済資源の減少を想定した、中期計画として以下の事項に取り組む。

- ・ 地域センターの再編完了を令和6年4月とし、3年間の準備期間（周知を含む）を経たのち、県北及び県南の2か所に基幹センターを設置し、現在の地域センターを統合する。
- ・ 令和6年の地域センター統合に向け、事務の一本化とオールマイティな事業推進等ができる職員を育成し、事務の効率化と合理的な事業の展開を図る。
- ・ 統合により事業所を3極に拠点化（本所・県北・県南）することに伴い、適材適所の人事配置を行い合理化・効率化を進める。さらに長期視点に立った人事配置を行う。

II 令和3年度事業計画書

1. 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

区分	組合員数	農作物共済	
		水稲	麦
区域内の概数	人	a	a
前年度引受実績	68,800	5,387,300	378,107
本年度引受計画	66,392	4,061,739	199,543
本年度引受予定率	64,420	3,521,340	212,580
	93.6%	65.4%	56.2%

区分	家畜共済(死亡廃用共済)									
	搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉用種種雄牛	種雄馬	肉豚
区域内の概数	頭		頭		頭	頭	頭	頭	頭	頭
前年度引受実績	29,915	40,628	30,124	73,043	177	204	37,057	42	7	389,817
本年度引受計画	23,713	22,429	28,431	86,507	121	130	11,613	38	7	113,139
本年度引受予定率	28,597	22,429	28,431	86,507	111	109	11,377	27	5	107,859
	70.4%	55.2%	38.9%	118.4%	62.7%	53.4%	30.7%	64.3%	71.4%	27.7%

区分	家畜共済(疾病傷害共済)					
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	肉用種種雄牛	種雄馬
区域内の概数	頭		頭	頭	頭	頭
前年度引受実績	40,628	73,043	381	37,057	42	7
本年度引受計画	38,166	69,221	256	0	40	6
本年度引受予定率	36,593	66,221	228	70	29	5
	90.1%	90.7%	59.8%	0.2%	69.1%	71.4%

区分	果樹共済		畑作物共済			
	りんご	ぶどう	大豆	ホップ	そば	蚕繭
区域内の概数	a	a	a	a	a	箱
前年度引受実績	118,760	11,959	417,349	4,285	151,820	61.9
本年度引受計画	26,479	2,415	179,922	3,094	36,516	43.7
本年度引受予定率	19,560	1,045	164,720	2,407	21,830	30.9
	16.5%	8.7%	39.5%	56.2%	14.4%	49.9%

区分	園芸施設共済							
	ガラス室		プラスチックハウス					
	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類
区域内の概数	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
前年度引受実績	5	6	28,861	6	115	61	17	1,411
本年度引受計画	3	7	20,871	4	97	47	12	1,044
本年度引受予定率	3	5	21,561	5	90	49	14	1,024
	60.0%	83.3%	74.7%	83.3%	78.3%	80.3%	82.4%	72.6%

区分	任意共済	
	建物	農機具
区域内の概数	棟	台
前年度引受実績	120,250	66,360
本年度引受計画	107,504	27,975
本年度引受予定率	102,910	27,910
	85.6%	42.1%

注●区域内の概数

組合員数は、地域センター報告による。

水稲は生産目安の面積換算と作付けの動向等を基に推計し、麦・大豆は水稲生産目安と転作の動向を基に推計した面積、ホップはホップ農協の作付け予定面積、そばは農林水産統計調査から推計した面積、蚕繭はJ Aいわて平泉の掃立て見込みによる。

果樹は、地域センター調査による有資格面積、家畜・園芸施設・建物・農機具共済は、地域センター調査による。

●本年度引受計画

地域センターと協議した数値

2. 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

共済目的		項目	引 受		共済金額	共 済 掛		
			単 位	本年度予定		前年度実績	A 総 額	B 国庫負担金
農 作 物	水	一筆方式	a kg	1,179,197 39,949,096	1,855,101 64,835,239	千円 7,666,689	千円 97,387	千円 48,693
		半相殺方式	a kg	1,866,560 73,313,797	1,622,504 66,886,367	13,919,329	221,906	110,953
		全相殺方式	a kg	170,294 7,006,342	192,137 8,145,823	779,269	15,912	7,956
		地域インデックス方式	a kg		415 18,252			
		品質方式	a	305,289	391,582			
		小計	a kg	3,521,340 120,269,235	4,061,739 139,885,681	24,774,492	390,425	195,212
	稲	一筆方式	a kg		60,425 886,394			
		半相殺方式	a kg	49,008 890,451	281 3,474	21,420	1,419	748
		全相殺方式	a kg					
		地域インデックス方式	a kg					
		災害収入方式	a	163,572	138,837	460,722	53,572	28,764
		小計	a kg	212,580 890,451	199,543 889,868	482,142	54,991	29,512
	計		a kg	3,733,920 121,159,686	4,261,282 140,775,549	25,256,634	445,416	224,724
	家 畜	死亡 廃用 共済	搾乳牛	頭	28,597	29,915	5,827,101	418,189
育成乳牛			頭	22,429	23,713	3,753,905	61,138	28,429
繁殖用雌牛			頭	28,431	30,124	8,633,013	142,929	66,462
育成・肥育牛			頭	86,507	90,492	22,567,893	350,861	163,150
繁殖用雌馬			頭	111	121	56,990	1,135	528
育成・肥育馬			頭	109	130	42,569	1,076	500
種豚			頭	11,377	11,613	595,733	1,227	491
肉用種雄牛			頭	27	38	7,330	298	149
種雄馬			頭	5	7	3,901	326	163
肉豚			頭	107,859	113,139	1,313,704	1,261	504
小計		頭	285,452	299,292	42,802,139	978,440	454,834	
疾病 傷害 共済		乳用牛	頭	36,593	38,166	539,056	326,574	154,956
		肉用牛	頭	66,221	69,221	750,174	294,421	139,700
		一般馬	頭	228	256	4,322	1,920	960
	種豚	頭	70	0	70	3	1	
	肉用種雄牛	頭	29	40	1,246	96	48	
	種雄馬	頭	5	6	149	36	18	
小計	頭	103,146	107,689	1,295,017	623,050	295,683		
計		頭	388,598	406,981	44,097,156	1,601,490	750,517	

金	D	E	F		単位当
C	保険料	交付(納入)保険料	手持共済掛金	収 入	たり共
農家負担金		(B - D)	(A - D)	賦課金	済金額
千円	千円	千円	千円	千円	円
48,694	68,352	△ 19,659	29,035		
110,953	157,807	△ 46,854	64,099		主食用米 198円
7,956	9,234	△ 1,278	6,678		米粉用米 84円
					飼料用米 40円
27,610	31,228	△ 3,618	23,992		
195,213	266,621	△ 71,409	123,804	78,809	
					小麦
					対象申請者 162円
671	313	435	1,106		対象申請者以外 18円
					種子用 348円
					大麦
24,808	10,808	17,956	42,764		対象申請者 127円
25,479	11,121	18,391	43,870	3,123	対象申請者以外 22円
220,692	277,742	△ 53,018	167,674	81,932	
223,731	58	194,400	418,131		1頭当たり 千円 203
32,709	38	28,391	61,100		167
76,467	86	66,376	142,843		303
187,711	226	162,924	350,635		260
607	1	527	1,134		513
576	0	500	1,076		390
736	12	479	1,215		52
149	1	148	297		271
163	1	162	325		780
757	13	491	1,248		12
523,606	436	454,398	978,004	190,190	
171,618	4	154,952	326,570		1頭当たり 千円 14
154,721	8	139,692	294,413		11
960	0	960	1,920		18
2	0	1	3		1
48	0	48	96		42
18	0	18	36		29
327,367	12	295,671	623,038	55,297	
850,973	448	750,069	1,601,042	245,487	

共済目的		項 目	引 受			共済金額	共 済 掛	
			単 位	本 年 度 予 定	前 年 度 実 績		A 総 額	B 国庫負担金
果 樹	りんご	半相殺 減収総合短縮方式	a	19,560	4,824	359,874	20,780	10,390
		半相殺 特定危険方式	a		21,598			
		樹園地 特定危険方式	a		57			
		地域インデックス方式	a					
		小 計	a	19,560	26,479	359,874	20,780	10,390
	ぶどう	全相殺 減収方式	a	128	315	1,079	84	42
		半相殺 減収総合一般方式	a	880	1,990	18,378	866	433
		半相殺 減収総合短縮方式	a	37	10	1,180	32	16
		樹園地方式 減収総合一般方式	a					
		樹園地方式 減収総合短縮方式	a		100			
		地域インデックス方式	a					
	小 計	a	1,045	2,415	20,637	982	491	
	計	a	20,605	28,894	380,511	21,762	10,881	
畑 作 物	大豆	一筆方式	a	39,356	56,905			
			kg	382,999	550,280	60,410	3,778	2,078
		半相殺方式	a	30,382	13,698			
			kg	308,591	141,893	47,910	2,782	1,530
		全相殺方式	a	94,832	108,675			
		kg	1,123,895	1,294,655	209,386	19,271	10,599	
	地域インデックス方式	a	150	644				
		kg	3,902	8,650	1,647	0	0	
	小 計	a	164,720	179,922				
		kg	1,819,387	1,995,478	319,353	25,831	14,207	
	ホ ッ プ	a	2,407	3,094				
		kg	36,165	48,081	79,203	3,635	1,999	
	そば	全相殺方式	a	20,520	34,384			
		kg	93,011	157,040	19,300	2,478	1,363	
地域インデックス方式		a	1,310	2,132				
	kg	8,350	13,698	1,461	115	63		
小 計	a	21,830	36,516					
	kg	101,361	170,738	20,761	2,593	1,426		
蚕 繭	箱	30.9	43.7					
	kg	1,011	1,199	2,075	58	29		
計	kg	1,957,924	2,215,496	421,392	32,117	17,661		
園 芸 施 設	ガラス室	Ⅱ 類	棟	3	3	8,700	13	6
		Ⅰ 類	棟	5	7	44,048	226	113
	プラスチックハウス	Ⅱ 類	棟	21,561	20,871	4,482,927	87,774	43,887
		Ⅲ 類	棟	5	4	189,980	5,645	2,822
		Ⅳ 類 (甲)	棟	90	97	343,104	2,125	1,062
		Ⅳ 類 (乙)	棟	49	47	271,870	1,681	840
		Ⅴ 類	棟	14	12	34,134	280	140
		Ⅵ 類	棟	1,024	1,044	203,807	3,111	1,555
	小 計	棟	22,748	22,082	5,569,870	100,842	50,419	
	計	棟	22,751	22,085	5,578,570	100,855	50,425	
合 計				75,734,263	2,201,640	1,054,208		

金	D	E	H	収入	単位当
C	保険料	交付(納入)保険料	手持共済掛金	賦課金	たり共
農家負担金		(B - D)	(A - D)		済金額
千円	千円	千円	千円	千円	
10,390	8,545	1,845	12,235		早生1群 193円 1群 162円 早生2群 106円 中生3群 175円 3群 163円 中生4群 153円 4群 128円 中生5群 110円 晩生6群 228円 6群 184円 晩生7群 139円
10,390	8,545	1,845	12,235	1,565	
42	37	5	47		早生1群 406円 中生2群 532円 3群 280円 4群 228円 晩生5群 1,399円 6群 700円 7群 257円 8群 196円
433	372	61	494		
16	13	3	19		
491	422	69	560	82	
10,881	8,967	1,914	12,795	1,647	
1,700	774	1,304	3,004		kg当たり
1,252	804	726	1,978		1類 対象申請者 295円
8,672	7,482	3,117	11,789		交付申請者以外 125円
0	0	0	0		種子用 525円
11,624	9,060	5,147	16,771	3,104	3類 336円
1,636	813	1,186	2,822	385	kg当たり 2,190円
1,115	1,089	274	1,389		kg当たり
52	30	33	85		対象申請者 467円
1,167	1,119	307	1,474	385	交付申請者以外 175円
29	12	17	46	4	kg当たり 2,450円
14,456	11,004	6,657	21,113	3,878	
7	0	6	13	2	1棟当たり 千円 2,900
113	3	110	223	6	8,810
43,887	15,799	28,088	71,975	13,425	208
2,823	1,782	1,040	3,863	14	37,996
1,063	656	406	1,469	97	3,812
841	724	116	957	72	5,548
140	97	43	183	9	2,438
1,556	876	679	2,235	393	199
50,423	19,937	30,482	80,905	14,016	
50,430	19,937	30,488	80,918	14,018	
1,147,432	318,098	736,110	1,883,542	346,962	

(2) 任意共済事業の規模

共済目的			項 目		引 受		共 済 金 額	共 総 額
			本年度予定	前年度実績	千円	千円		
保 險 関 係	建 物	棟	棟					
		総合 火災	12,950	14,150	76,300,780	246,313		
	小計	89,960	93,354	1,167,340,550	1,255,265			
		小計	102,910	107,504	1,243,641,330	1,501,578		
	農 機 具	台	台					
		総合 火災	24,425	24,527	68,586,780	262,562		
		損害	3,485	3,448	5,408,220	6,473		
		小計	27,910	27,975	73,995,000	269,035		
		合計			1,317,636,330	1,770,613		
			再共済割合	地震等以外	30%	地震等	50%	

済 掛 金		B	C	D	1棟(台)
A		再共済掛金	再共済 手数料	手持共済掛金 A-(B-C)	当 たり 共済金額
共済掛金	事務費賦課金				
千円	千円	千円	千円	千円	千円
178,176	68,137	92,207	21,352	107,321	5,892
690,431	564,834	376,583	152,498	466,346	12,976
868,607	632,971	468,790	173,850	573,667	
152,744	109,818			152,744	2,808
3,776	2,697			3,776	1,552
156,520	112,515			156,520	
1,025,127	745,486	468,790	173,850	730,187	

再共済手数料率 火災共済 40.50% 総合共済23.14%

3. 業務収支予算書
(1) 収入の部

単位：千円

損益計算書科目	内 訳	本年度 予算額 (A)	前年度 当初予算額 (B)	増減 (A) - (B)	摘 要
前期繰越業務残金		70,791	62,240	8,551	
受 取 補 助 金	事務費補助金	1,142,479	1,142,308	171	令和3年度内示額（前年対比100.01%）
	家畜特損防事業費	4,610	7,680	△ 3,070	
	獣医師養成確保修学資金貸与 事業費（国）	6,557	5,463	1,094	
	獣医師養成確保修学資金貸与 事業費（県）	6,480	5,400	1,080	
	市町村補助金	3,119	3,119	0	大船渡市、釜石市、陸前高田市、住田町、大槌町
	その他補助金	1,000	1,000	0	JA大船渡
	小 計	1,164,245	1,164,970	△ 725	
賦 課 金	水稻共済割	78,809	89,864	△ 11,055	面積 3,521,340a
	麦共済割	3,123	3,664	△ 541	面積 212,580a
	家畜共済割	245,487	248,628	△ 3,141	死亡費用 共済金額42,802,139千円 疾病傷害 共済金額1,295,017千円
	果樹共済割	1,647	2,345	△ 698	面積 ぶどう 1,045a りんご19,560a
	畑作物共済割	3,878	4,357	△ 479	面積 大豆164,720a そば 21,830a ホップ2,407a 蚕繭 31箱
	園芸施設共済割	14,018	13,270	748	引受棟数 22,751棟 引受面積 3,144,215㎡
	小 計	346,962	362,128	△ 15,166	
受 託 収 入		72,958	46,200	26,758	収入保険受託業務72,000千円、水稻営計画書回収業務958千円
損 害 防 止 収 入		12,377	14,989	△ 2,612	農作物共済12,377千円
受 取 奨 励 金		0	70	△ 70	全国連事業奨励金
受 取 利 息		257,752	264,649	△ 6,897	
事 業 勘 定 受 入	農作物共済勘定受入	41,131	46,586	△ 5,455	一般損防
	家畜共済勘定受入	0	24,597	△ 24,597	
	畑作物共済勘定受入	0	0	0	
	園芸施設共済勘定受入	0	1,000	△ 1,000	一般損防
	任意共済勘定受入	769,486	798,142	△ 28,656	建物共済金額 1,243,641,330千円 事務費賦課額632,971千円 農機具共済金額 73,955,000千円 事務費賦課額 112,515千円 受取差益戻金 24,000千円
	小 計	810,617	870,325	△ 59,708	
業 務 貸 倒 引 当 金 戻 入		0	0	0	
業 務 雑 収 入		31,051	28,768	2,283	貸室料、土地賃料、協会手数料等
建 設 引 当 金 戻 入		0	0	0	
修 繕 引 当 金 戻 入		4,974	22,224	△ 17,250	ボイラー交換、浄化槽修理、エアコン修理
更 新 引 当 金 戻 入		6,965	0	6,965	印刷機、電話機リース
事 務 機 械 化 引 当 金 戻 入		134,377	86,031	48,346	内部LAN、基幹システム関係、Webシステム開発負担金
損 害 評 価 特 別 準 備 金 戻 入		0	0	0	
業 務 引 当 金 戻 入		42,000	98,000	△ 56,000	
退 職 給 与 金 施 設 預 託 金 賦 課 金 収 入		23,663	26,751	△ 3,088	
退 職 給 与 金 施 設 貯 蓄 貸 付 受 取 利 息		0	0	0	
有 価 証 券 処 分 益		0	0	0	
業 務 財 産 処 分 益		0	0	0	
業 務 雑 利 益		0	0	0	
合 計		2,978,732	3,047,345	△ 68,613	

(2) 支出の部

単位：千円

科 目	内 訳	本年度 予算額 (A)	前年度 当初予算額 (B)	増減 (A) - (B)	摘 要
人 件 費	役員報酬	19,800	22,300	△ 2,500	理事19人、監事3人
	顧問料	550	500	50	顧問弁護士料
	職員給料手当	1,497,317	1,500,598	△ 3,281	職員数259人（正職員251人、再雇用7人、嘱託1人）1人減
	法定福利費	254,993	257,324	△ 2,331	厚生年金・健康保険・介護保険・雇用保険料等
	厚生福利費	13,220	12,221	999	医療給付掛金、健康診断等
	退職給付引当金繰入	95,714	95,714	0	
	退職給与金	245,049	69,936	175,113	定年退職者9人
	(-) 退職給付引当金戻入	△ 245,049	△ 69,936	△ 175,113	
	賃 金	51,115	48,493	2,622	臨時職員27人
	小 計	1,932,709	1,937,150	△ 4,441	
旅 費 交 通 費	役員旅費交通費	17,192	18,065	△ 873	
	職員旅費交通費	15,034	16,966	△ 1,932	
	小 計	32,226	35,031	△ 2,805	
事 務 費	通信運搬費	69,454	61,894	7,560	電話料、郵送料、宅配便、通信回線利用料等
	図書印刷費	16,330	18,738	△ 2,408	NOSAIのしおり、重要事項説明書等
	消耗品費	18,721	17,866	855	用紙、プリンタートナー、封筒、事務用品等
	手数料	13,572	15,150	△ 1,578	インターネットバンキング、送金手数料等
	小 計	118,077	113,648	4,429	
業 務 費	会議費	1,912	2,267	△ 355	総代会、共済部長会議、各事業推進会議等
	交際費	1,068	1,163	△ 95	慶弔儀礼、地域関係諸行事等
	講習会費	505	677	△ 172	地区協議会研修会、各事業関係研修会等
	業務支払利息	4,132	4,708	△ 576	リース資産利息相当分
	委託費	103,229	60,795	42,434	内部LAN、基幹システム関係、Webシステム開発負担金料等
	報酬	137,477	145,151	△ 7,674	共済部長手当
	委員等旅費	38,794	38,299	495	総代・共済部長等旅費
	諸謝金	0	0	0	
	小 計	287,117	253,060	34,057	
普 及 推 進 費	広報費	32,027	35,642	△ 3,615	広報紙、各事業関係リーフレット、CM放送料等
	事業奨励費	87,337	89,866	△ 2,529	各事業関係事業奨励金、加入推進用粗品等
	小 計	119,364	125,508	△ 6,144	
施 設 費	光熱水費	24,811	24,288	523	水道・電気・ガス料等
	備用品費	5,342	14,933	△ 9,591	
	燃料費	24,390	21,966	2,424	ガソリン代
	賃借料	47,977	49,592	△ 1,615	事務機器・公用車等リース料
	修繕維持費	50,219	66,291	△ 16,072	ボイラー交換、浄化槽修理、エアコン修理
	保険料	10,261	9,703	558	公用車保険料、事務所等火災保険料
	車両リサイクル費	0	0	0	
	小 計	163,000	186,773	△ 23,773	
損 害 評 価 費	報酬	0	24,000	△ 24,000	
	旅 費	28,160	28,794	△ 634	損害評価会委員・損害評価員旅費
	会議費	506	516	△ 10	損害評価講習会・損害評価会等
	賃 金	0	297	△ 297	

科 目	内 訳	本年度 予算額 (A)	前年度 当初予算額 (B)	増減 (A) - (B)	摘 要
	賃 借 料	1,483	1,498	△ 15	レンタカー、損害評価車両借上料等
	燃 料 費	787	813	△ 26	ガソリン代
	実 測 費	7,713	8,388	△ 675	実測調査旅費、レンタカー、ガソリン代等
	実測器具購入費	95	195	△ 100	鉄、鎌等
	雑 費	4,984	3,805	1,179	実測謝礼、団体定期傷害保険料等
	小 計	43,728	68,306	△ 24,578	
損 害 防 止 費		62,635	68,507	△ 5,872	
諸 税 負 担 金	公 課 費	22,420	25,445	△ 3,025	固定資産税、自動車税、法人税、消費税等
	協 会 負 担 金	7,401	7,401	0	
	関係団体負担金 (全国連：収入保険負担金)	0	0	0	
	関係団体負担金	71,745	99,945	△ 28,200	各関係機関・団体会費、基礎組織運営費、研修会負担金等
	小 計	101,566	132,791	△ 31,225	
事 業 勘 定 繰 入	農作物共済勘定繰入	0	0	0	
	家畜共済勘定繰入	0	0	0	
	果樹共済勘定繰入	0	0	0	
	畑作物共済勘定繰入	0	0	0	
	園芸施設共済勘定繰入	0	0	0	
	任意共済勘定繰入	834	700	134	任意共済解約返還賦課金
	家畜診療所勘定繰入	23,603	33,419	△ 9,816	家畜一般損防、特損防等
	小 計	24,437	34,119	△ 9,682	
業 務 貸 倒 引 当 金 繰 入		0	0	0	
業 務 雑 費		21,247	18,245	3,002	
固定設備費積立金繰入		0	0	0	
建設引当金繰入		0	0	0	
修繕引当金繰入		0	0	0	
更新引当金繰入		0	0	0	
事務機械化引当金繰入		0	0	0	
損害評価特別準備金繰入		0	0	0	
業務引当金繰入		0	0	0	
固定資産自己財源取得費	外 部 出 資 費	0	0	0	
	有形固定資産取得費	71,491	73,067	△ 1,576	内部LAN、基幹系システム、印刷機リース等
	無形固定資産取得費	0	0	0	
	小 計	71,491	73,067	△ 1,576	
リース資産除去損		0	0	0	
リース資産解約損		0	0	0	
退職給与金施設転貸福祉貸付支払利息		0	0	0	
有価証券処分損		0	0	0	
有価証券評価損		0	0	0	
業務財産処分損		0	0	0	
業務貸倒損失		0	0	0	
業務雑損失		0	0	0	
業務繰延残金繰入		0	0	0	
計		2,977,597	3,046,205	△ 68,608	
予 備 費		1,135	1,140	△ 5	
合 計		2,978,732	3,047,345	△ 68,613	

4. 家畜診療所勘定 収支予算書

家畜診療所勘定 収支明細

単位：千円

損益計算書科目 (家畜診療所勘定)	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘要
病傷事故診療収入	365,000	485,000	△ 120,000	病傷事故1点12円適用
病傷事故外診療収入	225,000	205,000	20,000	去勢、妊娠鑑定 等
診療雑収入	126,000	105,000	21,000	家畜人工授精、牧野検診契約 等
診療所貸倒引当金戻入	0	0	0	
診療所受取補助金	0	0	0	
業務勘定受入	23,603	33,419	△ 9,816	
①特損防	7,684	12,800	△ 5,116	国補助事業
②一般損防	2,500	7,200	△ 4,700	巡回検診事業
③引受業務	1,500	1,500	0	
④評価業務	7,800	7,800	0	家畜共済事故確認 等
⑤その他業務勘定受入	4,119	4,119	0	気仙地区行政、JA補助
診療所財産処分益	0	0	0	
診療所雑利益	0	0	0	
収入計	739,603	828,419	△ 88,816	
診療人件費	482,200	623,973	△ 141,773	
①職員給料手当	372,000	486,431	△ 114,431	
②法定福利費	67,500	78,400	△ 10,900	
③厚生福利費	2,700	2,500	200	
④退職給与引当金繰入	40,000	56,642	△ 16,642	
往診旅費	300	500	△ 200	
一般旅費	3,500	3,337	163	
嘱託獣医費	1,000	300	700	
診療所維持費	61,200	57,960	3,240	
①事務費	14,500	14,500	0	
②光熱水費	6,800	7,500	△ 700	
③賃借料	1,400	1,100	300	
④保険料	3,500	4,000	△ 500	
⑤修理費 (修繕維持)	8,000	7,360	640	車両修理、施設修理、検査機器保守 等
⑥公課費	27,000	23,500	3,500	法人税、消費税 等
往診費	16,000	20,000	△ 4,000	ガソリン代、高速道路利用料
賃借料	24,000	25,500	△ 1,500	診療車リース料
嘱託診療費	500	100	400	
医薬品消費費	173,300	205,000	△ 31,700	医薬品、家畜人工授精用精液 等
委託費	5,500	5,500	0	
車両リサイクル費	0	0	0	
雑費	8,103	5,800	2,303	業務繰入、診療機器更新 等
減価償却費	3,700	5,600	△ 1,900	
診療所リース資産除去損	0	0	0	
診療所リース資産解約損	0	0	0	
診療所貸倒引当金繰入	0	0	0	
診療所支払利息	0	0	0	
業務勘定繰入	0	0	0	
①建設引当金充当繰入	0	0	0	
②修繕引当金充当繰入	0	0	0	
③更新引当金充当繰入	0	0	0	
診療所財産処分損	0	0	0	
診療所貸倒損失	0	0	0	
診療所減損損失	0	0	0	
診療所雑損失	300	300	0	
予備費	0	0	0	
支出計	779,603	953,870	△ 174,267	
過不足	△ 40,000	△ 125,451	85,451	

5. 防災事業収支予算書

防災事業収支明細

単位：千円

損益計算書科目	計	農作物一般 損防等	家 畜		摘 要
			家畜一般損防	家畜特損	
前期防災事業繰越残金	0	0	0	0	
受取補助金	4,610	0	0	4,610	
損害防止収入	12,377	12,377	0	0	
事業勘定受入	41,131	41,131	0	0	
農作物共済勘定受入	41,131	41,131	0	0	
家畜共済勘定受入	0	0	0	0	
園芸施設共済勘定受入	0	0	0	0	
業務受入額	18,550	1,446	14,030	3,074	
収入計	76,668	54,954	14,030	7,684	
旅費交通費	0	0	0	0	
職員旅費交通費	0	0	0	0	
事務費	0	0	0	0	
図書印刷費	0	0	0	0	
損害防止費	0	0	0	0	
薬剤費	0	0	0	0	
賃借料	0	0	0	0	
賃借料	746	746	0	0	
燃料費	0	0	0	0	
技術者雇上料	0	0	0	0	
旅費	0	0	0	0	
器具購入費	0	0	0	0	
修理費	500	270	230	0	
委託費	0	0	0	0	
雑費	61,389	50,089	11,300	0	
小計	62,635	51,105	11,530	0	
事業勘定繰入	10,184	0	2,500	7,684	
防災事業繰延残金繰入	0	0	0	0	
固定資産自己財源取得費	3,849	3,849	0	0	
支出計	76,668	54,954	14,030	7,684	